特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（特定無線設備等）

第二条　法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一～一の十四　（略）

一の十五　Ｆ二Ａ電波、Ｆ二Ｂ電波、Ｆ二Ｃ電波、Ｆ二Ｄ電波、Ｆ二Ｎ電波、Ｆ二Ｘ電波、Ｆ三Ｃ電波又はＦ三Ｅ電波五四MHzを超え七〇MHz以下、一四二MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下、三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下、八一〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの（第一号の十一、第十六号、第五十九号及び第六十号に掲げるものを除く。）

二～五十八　（略）

五十九　Ｆ二Ｂ電波又はＦ三Ｅ電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が二五ワット以下の無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの（次号に掲げるものを除く。）

六十　Ｆ二Ｂ電波又はＦ三Ｅ電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が五ワット以下の携帯

現行

（特定無線設備等）

第二条　法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一～一の十四　（略）

一の十五　Ｆ二Ａ電波、Ｆ二Ｂ電波、Ｆ二Ｃ電波、Ｆ二Ｄ電波、Ｆ二Ｎ電波、Ｆ二Ｘ電波、Ｆ三Ｃ電波又はＦ三Ｅ電波五四MHzを超え七〇MHz以下、一四二MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下、三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下、八一〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの（第一号の十一及び第十六号に掲げるものを除く。）

二～五十八　（略）

して使用するための無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの

２　（略）

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2)　（略）

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
（略）			
			第二条第一項第五十八号の無線設備
			第二条第一項第五十九号の無線設備
			第二条第一項第六十号の無線設備

２　（略）

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2)　（略）

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
（略）			
			第二条第一項第五十八号の無線設備

送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	（略）	○	○	○
	占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメーター又はスペクトル分析器	（略）	○	○	○
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器、スプリアス電力計又はスペクトル分析器	（略）	○	○	○
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	（略）	○	○	○
	比吸収率	比吸収率測定装置	（略）			
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計	（略）		○注2	○注2
	プレエンファシス特性	低周波発振器直線検波器	（略）			
	搬送波電力	低周波発振器スペクトル分析器	（略）			
	総合周波数特性	低周波発振器電力計	（略）			
	総合歪及び雑音	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	（略）			
	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	（略）			
	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	（略）			
	搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	（略）			
	送信速度	低周波発振器オシロスコープ	（略）			
受信装置	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	（略）	○	○	○
	感度	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	（略）			
	通過帯域幅	標準信号発生器周波数計レベル計	（略）			
	減衰量	標準信号発生器周波数計レベル計	（略）			
	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	（略）			
	隣接チャネル選択度	低周波発振器標準信号発生器レベル計又はオシロスコープ	（略）			
	感度抑圧効果	標準信号発生器レベル計	（略）			
	相互変調特性	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	（略）			

送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	（略）	○
	占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメーター又はスペクトル分析器	（略）	○
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器、スプリアス電力計又はスペクトル分析器	（略）	○
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	（略）	○
	比吸収率	比吸収率測定装置	（略）	
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計	（略）	
	プレエンファシス特性	低周波発振器直線検波器	（略）	
	搬送波電力	低周波発振器スペクトル分析器	（略）	
	総合周波数特性	低周波発振器電力計	（略）	
	総合歪及び雑音	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	（略）	
	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	（略）	
	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	（略）	
	搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	（略）	
	送信速度	低周波発振器オシロスコープ	（略）	
受信装置	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	（略）	○
	感度	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	（略）	
	通過帯域幅	標準信号発生器周波数計レベル計	（略）	
	減衰量	標準信号発生器周波数計レベル計	（略）	
	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	（略）	
	隣接チャネル選択度	低周波発振器標準信号発生器レベル計又はオシロスコープ	（略）	
	感度抑圧効果	標準信号発生器レベル計	（略）	
	相互変調特性	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	（略）	

局部発振器の周波数変動	周波数計	（略）			
ディエンファシス特性	低周波発振器直線検波器	（略）			
総合歪及び雑音	標準信号発生器歪率雑音計	（略）			

注1　（略）

2　デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。

3～10　（略）

11　設備規則第四十条の二第一項に規定するF三E電波を使用する無線局であつて船上通信設備のものに限る。

12～20　（略）

イ　（略）

ウ　申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試

局部発振器の周波数変動	周波数計	（略）			
ディエンファシス特性	低周波発振器直線検波器	（略）			
総合歪及び雑音	標準信号発生器歪率雑音計	（略）			

注1　（略）

2　無線通信規則付録第S十八号に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。

3～10　（略）

11　設備規則第四十条の二第一項に規定するF三E電波を使用する無線局であつて無線通信規則付録第S十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するためのもの及び船上通信設備のものに限る。

12～20　（略）

イ　（略）

ウ　申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試

験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第四十六号、第四十七号又は第五十七号である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ⑷、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ⑴から⑶まで並びにロ⑵及び⑶、同条第二号イ⑴及び⑶から⑸まで、第四十九条の二十三第一号イ⑵、同条第二号イ⑴及び⑵、第四十九条の二十四の二第一号ロからヘまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十七第六号、第七号及び第九号、第五十四条第二号ヘからチまで、第五十四条第四号イ⑹、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験

験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第四十六号、第四十七号又は第五十七号である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ⑷、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ⑴から⑶まで並びにロ⑵及び⑶、同条第二号イ⑴及び⑶から⑸まで、第四十九条の二十三第一号イ⑴及び⑶、同条第二号イ⑴及び⑵、第四十九条の二十四の二第一号ロからヘまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十七第六号、第七号及び第九号、第五十四条第二号ヘからチまで、第五十四条第四号イ⑹、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示す

方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

二・三　（略）

様式第７号（第８条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係）

（略）

注１～３　（略）

４　（略）

特定無線設備の種別	記　号
（略）	（略）
第２条第１項第 58 号に掲げる無線設備	ＲＵ
第２条第１項第 59 号に掲げる無線設備	ＳＵ
第２条第１項第 60 号に掲げる無線設備	ＴＵ

る試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

二・三　（略）

様式第７号（第８条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係）

（略）

注１～３　（略）

４　（略）

特定無線設備の種別	記　号
（略）	（略）
第２条第１項第 58 号に掲げる無線設備	ＲＵ